

私立高等学校等学び直しへの支援事業補助金取扱要領

1 趣 旨

この要領は、私立高等学校等学び直しへの支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び環境生活部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第243号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助の対象となる事業

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち、三重県内に私立の高等学校等（以下「私立学校」という。）を設置する者（以下「学校設置者」という。）が、当該私立学校に在学する生徒又は学生（以下「生徒」という。）で、第3項に規定する要件に該当する者のうち知事が認めた者（以下「受給権者」という。）の授業料の一部を軽減する事業とする。

3 補助対象事業における生徒の範囲

三重県内の私立学校の生徒であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）であった者に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことのある者
- (6) 補助事業に係る高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給を受けた期間が通算して24月末満である者
- (7) 保護者等（法第3条第2項第3号に規定する「保護者等」をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）
ただし、第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

4 学び直し支援金の額

学び直し支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金の額とし、生徒1人1月当たりの額は、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条第1号、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

5 補助金の支給期間

補助金の算定対象となる支給期間は、最大で24月とする。

6 交付の対象等

知事は、第4項の規定により算定される額を支給対象私立学校に在学するすべての受給権者について合算した額を、予算の範囲内で、学校設置者に対して交付する。

学校設置者は、受領した補助金を、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

7 交付の申請

補助金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに、交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

8 交付の条件

補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (4) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。

9 申請の取下げ

学校設置者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。申請を取り下げしようとするときは、交付決定の日から起算して2週間以内にその旨を記載した書面を知事に提出すること。

申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

10 交付の変更

学校設置者は、事業の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

11 交付の中止又は廃止

学校設置者は、交付事業を中止し又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第1号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

12 実績報告書

学校設置者は、当該年度の3月25日までに実績報告書（第4号様式）を提出しなければならない。

13 補助金の請求書等

補助金の交付は、原則として規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを用いるものとする。ただし、知事が必要であると認めるときは、概算払することができる。

- (1) 補助金の概算による支払いを受けようとするときは、指定する日までに概算払請求書（第5号様式）を1部提出すること。
- (2) 補助金の精算による支払いを受けようとするときは、精算払請求書（第6号様式）を1部提出すること。この場合における請求は補助金の額の確定を受けた後において行うものとする。

14 補助金の返納

規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、三重県会計規則第50条第1項の規定に基づき精算残額を返納するものとする。

15 書類の整備

補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

16 状況報告及び立入調査等

知事は、必要があると認めるときは、この取扱要領に規定する補助金の交付を受ける学校設置者に対して報告を求め、又は職員にその事業所、事業場等に立入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問をさせることができるものとする。

17 その他事項

この取扱要領に定める事項のほか、実施に関し必要なことについては、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成28年度分の補助金から適用する。